

議事日程第 6 号

令和 6 年 3 月 1 9 日（火）

第 1 議案上程（議案第 3 号から第 3 7 号まで）

委員長報告（総務、教育厚生、産業建設、予算特別）

質疑、討論、表決

第 2 継続審査事件の報告

議会広報特別委員会

質疑

本日の会議に付した事件

第 1 及び第 2 は議事日程に同じ

第 3 議案上程（議案第 3 8 号）

提案理由の説明（市長）、議案説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決

第 4 議案上程（議案第 3 9 号）

提案理由の説明（市長）、質疑、委員会付託省略、討論、表決

第 5 議案上程（議案第 4 0 号）

提案理由の説明（市長）、質疑、委員会付託省略、討論、表決

第 6 継続審査事件の承認

出席議員（1 6 人）

1 番 吉 田 清 孝	2 番 古 仲 清 尚	3 番 鈴 木 元 章
4 番 安 田 健次郎	5 番 吉 田 洋 平	6 番 蓬 田 司
7 番 船 木 正 博	8 番 佐 藤 誠	9 番 畠 山 富 勝
1 0 番 進 藤 優 子	1 1 番 笹 川 圭 光	1 2 番 太 田 穰
1 3 番 三 浦 利 通	1 4 番 小 野 肇	1 5 番 田 井 博 之
1 6 番 小 松 穂 積		

欠席議員（なし）

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	沼 田 弘 史
副 事 務 局 長	清 水 幸 子
主 席 主 査	中 川 祐 司
主 事	菅 原 優 美

地方自治法第121条による出席者

市 長	菅 原 広 二	副 市 長	佐 藤 博
教 育 長	鈴 木 雅 彦	監 査 委 員	鈴 木 誠
総 務 企 画 部 長	鈴 木 健	地域づくり推進監 兼 防 災 監	八 端 隆 公
市 民 福 祉 部 長	佐 藤 孝 悦	観光文化スポーツ部長	佐 藤 雅 博
エネルギー推進監 兼商工港湾振興監	杉 本 一 也	産 業 建 設 部 長	湊 智 志
建 設 技 監	佐 藤 透	企 業 局 長	田 村 力
企 画 政 策 課 長	高 桑 淳	総 務 課 長	平 塚 敦 子
財 政 課 長	天 野 秀 一	福 祉 課 長	北 嶋 三 世
観 光 課 長	(エネルギー推進監 兼商工港湾振興監併任)	農 林 水 産 課 長	夏 井 大 助
建 設 課 長	三 浦 昇	病 院 事 務 局 長	原 田 徹
会 計 管 理 者	湊 留美子	教 育 総 務 課 長	村 井 千鶴子
学 校 教 育 課 長	笹 渕 美 穂	選 管 事 務 局 長	(総務課長併任)
監 査 事 務 局 長	目 黒 一 人	農 委 事 務 局 長	(農林水産課長併任)
企 業 局 管 理 課 長	畠 山 隆 之	ガ ス 上 下 水 道 課 長	薄 田 修 一

午後 2時00分 開 議

○議長（小松穂積） これより、本日の会議を開きます。

○議長（小松穂積） 本日の議事は、議事日程第6号をもって進めます。

日程第1 議案第3号から第37号までを一括上程

○議長（小松穂積） 日程第1、議案第3号から第37号までを一括して議題といたします。

この際、委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めることにいたします。

最初に、総務委員長の報告を求めます。畠山富勝委員長

【総務委員長 畠山富勝 登壇】

○総務委員長（畠山富勝） 総務委員会に付託になりました議案第10号から第15号まで並びに議案第26号及び第27号について、審査の経過と結果を御報告いたします。

初めに、議案第10号男鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、国民健康保険特別会計の財政状況を踏まえ、国民健康保険税率を引き下げるため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、第1点として、委員より、このたびの改正により、県内13市における本市の税率順位について質疑があり、当局から、令和5年度の各市の国民健康保険税率と比較すると、所得割では高い順番で二つ下がって第6位、被保険者均等割では順位変わらず第3位、世帯別平等割も順位変わらず第9位となっている。との答弁がありました。

第2点として、委員より、このたびの税率の引下げの考えについて質疑があり、当局から、国民健康保険税は向こう5年を見通した中で、おおむね安定的な運営が可能であるか単年度ごとに検証し、3年をめどに見直しをすることを基本的な考えとしており、このたび引下げの判断をした。県内では、令和8年度から始まる子ども・子育て支援金制度によって、支援金が保険税に上乗せ徴収となることを見据え、令和6年

度の国民健康保険税率の改正は本市のみの予定であると聞いている。本市では、３年後に見直しをする必要性はあるものの、現在の物価上昇等の影響に配慮して引下げを行うものであり、一定の努力はあったと考えている。との答弁がありました。

以上の審査経過により、本案について、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第１１号男鹿市中山間地域活性化施設条例を廃止する条例についてであります。

本議案は、申川町内会に譲渡することに伴い、若美中山間地域活性化施設を廃止するため、本条例を廃止するものであります。

本案について、委員より、申川町内会は１０世帯ほどの小規模な町内会であり、町内会活動における施設の活用はもとより、維持管理に要する費用は町内会費で捻出することになるため、今後、維持管理が困難になることは想像に難くない。小規模町内会に対する考えについて質疑があり、当局から、市に対し町内会から築２４年経過している施設の改修と火災保険料及び消防設備点検料の要望があり、令和５年９月の補正予算において施設の修繕を行った。ただし、火災保険料と消防設備点検料に要する費用は２万５，０００円程度であるが、これについては、市からの補助金の対象外であることを伝えている。これらの費用を小規模な町内会で負担することなど、経済的負担や人員不足の現状も加味し、小規模町内会の統合が急務ではないかと考えている。との答弁がありました。

以上の審査経過により、本案について、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第１２号男鹿市長期継続契約に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、長期継続契約を締結することができる契約として、商慣習上複数年で契約することが一般的であるもの及び翌年度以降に役務の提供を受ける契約でソフトウェアの使用に係るものを定める必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、第１点として、委員より、これまで長期契約を行っていなかった理由について質疑があり、当局から、これまで市では主に庁舎の維持管理業務のほか、

車やパソコンのリースなどを長期継続契約として運用していたが、ソフトウェア契約については、備品として購入したパソコンにソフトウェアが付随している保守契約を買い取るという手法で運用していた。しかし、この手法について、昨年、会計検査院より、契約上不適切であるとの指摘を受けたため、このたびの条例に明文化して運用を改めるものである。との答弁がありました。

第2点として、委員より、商慣習上複数年とはどの程度の期間を示すのか、また、その契約期間内に変更契約が必要になる場合を勘案した内容とするのか。との質疑があり、当局から、商慣習上複数年とは条例で5年以内と定められている。また、このたびの条例改正におけるソフトウェアの保守契約においては、年度途中での変更契約を行う事例はほとんどなく、おおむね5年程度で新たに長期継続契約を結ぶため、変更契約に関する契約内容にはならないこととしている。との答弁がありました。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第13号男鹿市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律及び生活保護法の一部改正に伴い、独自利用事務の対象となる特定個人情報を追加するほか、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、委員より、福祉医療費支給要綱に定める医療費の支給に関する事務について質疑があり、当局から、福祉医療費支給事務において、医療保険資格の確認が必要であり、現在は手続の際に健康保険証で確認している。マイナンバーカードと健康保険証が一体化した場合、マイナンバーカードでは現在と同様に確認できないことから、情報連携できる特定個人情報に医療保険資格情報を追加するものである。との答弁がありました。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第14号男鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給

するための所要の改正を行うほか、医師に適用する給料表を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、第1点として、委員より、勤勉手当の支給対象とならない週15時間30分未満のパートタイム会計年度任用職員の人数について質疑があり、当局から、支給対象外のパートタイム会計年度任用職員は1名おり、職種は部活動指導員である。との答弁がありました。

第2点として、委員より、会計年度任用職員は2回の再度の任期後、また採用試験を受けて任用された場合、給与体系はどのようになるのか。との質疑があり、当局から、給料表の号給の位置づけとしては、これまでの任用年数が勘案される。との答弁がありました。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第15号男鹿市市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正に伴い、条項を引用する関係条文を整理するため、各条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第26号男鹿市辺地総合整備計画の変更についてであります。

本議案は、五里合辺地に係る総合整備計画について、辺地対策事業債の予定額が増加するため、本計画を変更するものであります。

本案について、第1点として、委員より、昨年3月に計画を策定した時点で計画に措置していなかった理由について質疑があり、当局から、計画策定以降に五里合体育館の外部の改修及び設備等を更新する必要性が生じたため、辺地対策事業債を活用したいことから、計画を変更するものである。との答弁がありました。

第2点として、委員より、辺地地域数について質疑があり、当局から、辺地の要件として、当該地域の中心を含む5キロ以内に50人以上の人口を有し、かつ、総務省が示す、行政機関、医療機関、郵便局、小・中学校等までの距離が遠隔であるなど、当該地域において算定された辺地としての程度を示す辺地度点数により判断されるも

ので、本市では、現在、戸賀、五里合、男鹿中、野石、北磯、南磯、真山、安全寺の7辺地となっている。さらに、北浦地区において、男鹿北中学校が男鹿南中学校と統合し、併せて鹿嶋医院が廃業したことに伴い、本年3月末で北浦地区も辺地に加わる見込みである。との答弁がありました。

第3点として、委員より、辺地債のほかに過疎債及び合併特例債があるが、これらの活用は検討しなかったのか。との質疑があり、当局から、合併特例債は、事業費に対する充当率が95パーセント、交付税算入率が70パーセント。これに対し、過疎債及び辺地債は充当率が100パーセントと同率であるが、交付税算入率が過疎債は70パーセント、辺地債は80パーセントと有利であるが、償還年数については過疎債が12年に対し辺地債は10年と、若干のリスクは持ち合わせている。との答弁がありました。

さらに委員より、償還年数の課題はあるが、北浦地区が加わる見込みも含め、中長期的な見通しを立てて辺地の整備に努めていただきたい。との意見がありました。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第27号財産の無償貸付についてであります。

本議案は、市有財産のうち、旧野石小学校の建物及び土地の一部を株式会社ジャパン・パックスライス男鹿へ無償貸付けするものであります。

本案について、第1点として、委員より、無償貸付けにする理由について質疑があり、当局から、市有財産の有効活用を図るため、パックス御飯の製造工場を誘致することにより、産業の振興及び雇用の確保、また、地域の活性化に寄与することが見込まれることから、無償貸付けするものである。との答弁がありました。

第2点として、委員より、無償貸付けにすることで貸付けの相手方と市のそれぞれのメリットについて質疑があり、当局から、貸付けの相手方のメリットとして、仮に有償貸付けした場合、土地で年間約400万円、建物が年間約800万円、合わせて年間1,200万円の賃料が無償になる。これに加え、男鹿市商工業振興促進条例による助成奨励措置や5年間の固定資産税の課税免除がある。また、市のメリットとしては、市有地の有効活用、雇用の創出のほか、上下水道、ガスの供給については、現在大潟村で稼働しているジャパン・パックスライス秋田工場の規模で試算した場合、水

道料金は年間約１，７００万円、ガス料金は年間約１億６，０００万円、下水道料金は年間約８５０万円と、市内では類を見ない大口の需要家になると考えられる。さらに、固定資産税収入については、大潟村工場の規模では、課税免除後に年間約１，８００万円が見込まれるため、地域経済の活性化が望まれるであろう将来に向けた投資と考えている。との答弁がありました。

第３点として、委員より、将来的に市への多面的な貢献を期待した無償貸付けであるということだが、無償貸付期間が「２０年間又は事業終了日まで」とした理由について、経営が軌道に乗る期間としては５年程度ではないかと考えるが、２０年間という期間設定の考えについて質疑があり、当局から、無償貸付けは使用貸借契約となり、契約期間に関して当事者が定めて異存がないものの、市の財務規則で定める最長の２０年間とした。との答弁がありました。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で総務委員会の報告を終わります。

○議長（小松穂積） 次に、教育厚生委員長の報告を求めます。進藤優子委員長

【教育厚生委員長 進藤優子 登壇】

○教育厚生委員長（進藤優子） 教育厚生委員会に付託になりました議案について、審査の経過と結果を御報告いたします。

初めに、議案第１６号男鹿市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、男鹿みなと市民病院で診療に従事する職員の処遇改善の取組として、診療行為手当の増額を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、第１点として、委員より、医師以外の職員に対し支給する診療行為手当の一月当たりの上限額について、５万円から１０万円に改めるとした根拠について質疑があり、当局から、従来から支給している学校薬剤師などの受託業務や院内待機などによる手当支給が重なった場合、支給額が１０万円近くなることを想定したものである。との答弁がありました。

第２点として、委員より、本条例の一部改正に併せて男鹿みなと市民病院の診療行為手当支給規定の一部改正を行い、薬剤師に係る医療行為料の見直しをすることにつ

いて、期待する効果は。との質疑があり、当局から、県内の公立病院等に先駆けて医療行為料の引上げを行い、慢性的に不足している薬剤師の確保を目的としたものである。との答弁がありました。

さらに委員より、今後、ほかの病院が追従する形で引上げを実施した場合の対応方針について質疑があり、当局から、現行のままで、ほかの病院や民間事業者に比べ支給額が低いことから改正の提案に至ったものであり、現段階においては、さらなる引上げは考えていない。との答弁がありました。

第3点として、委員より、薬剤師の確保に向けて、民間事業者等での給与を把握した上で、今後さらに待遇を改善していく必要があるのではないか。との質疑があり、当局から、全国的な薬剤師不足が何年も前から続く中で、民間事業者の給与に追いつくことは現段階では難しいが、薬剤師に限らず、技師などについても状況を注視した上で待遇改善を図っていかなければならないと考えている。今後は、薬科大学等に直接赴くなど、病院薬剤師ならではの仕事内容等についてこれまで以上に積極的にアピールしていきたい。との答弁がありました。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第17号男鹿市立学校設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、教育効果の向上を図るため、払戸小学校と船越小学校及び北陽小学校と船川第一小学校を統合することに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、委員より、学校統合に向かう教育委員会の考え方について質疑があり、当局から、複式学級を解消し、子どもたち一人一人が、一定の集団規模の中で切磋琢磨しながら自らの資質や能力を伸ばしていくことが最大の目的であり、子どもたちにとって望ましい豊かな教育環境を整えるために学校統合を進めるものである。この後再度、保護者及び地域への説明会を開催する予定であり、様々な要望等を伺ってまいりたい。との答弁がありました。

さらに委員より、スクールバスでの遠距離通学への対応などきめ細かな支援・対応について質疑があり、当局から、スクールバス運行の形態や時間については、保護者や子どもたちの要望をできる限り反映させながら、不具合が生じた場合にはすぐに改

善する方向で対応していきたい。また、乗車時間を有効活用するために車内で英会話やクラシック音楽等の音声を流すなど、子どもたちが明るい気持ちで通学できるような工夫も進めたい。子どもたちや保護者の方々から、統合してよかったと思っていただけるように、学校と連携しながら、きめ細かく様々な支援を講じていきたい。との答弁がありました。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第18号男鹿市介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、介護保険法に基づく男鹿市介護保険事業計画の見直しに伴い、令和6年度から令和8年度までの3か年の介護保険料率等を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、委員より、介護保険料率の区分が9段階から13段階へと多段階化されることによる効果について質疑があり、当局から、本市は高所得者が少ないという現状から効果は限定的ではあるものの、所得を再分配する応能負担となることから一定の効果はあると考えている。との答弁がありました。

さらに委員より、多段階化されることへの疑問や、他市と比べて高い保険料負担に懸念を抱く市民に対する本条例改正の周知方法や、今後の適切な介護サービスの提供に向けた考えについて質疑があり、当局から、第9期介護保険事業計画の策定後、介護保険料がどのように決まり、変わるのかなどについて、市の広報をはじめ、機会を捉えて周知に努めたい。また、介護保険料は3年間の介護給付費を見込んで定めるものであることから、給付費を可能な限り抑制・有効活用するために、介護予防の強化や、地域づくりという面からも、地域の事業者を含めた市全体で取り組んでいく考えである。との答弁がありました。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第19号男鹿市指定地域密着型サービス事業に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の

一部改正に伴い、指定地域密着型サービス事業、指定地域密着型介護予防サービス事業及び指定居宅介護支援等の事業に係る人員、設備及び運営に関する基準を改めるため、各条例の一部を改正するものであります。

本案について、第1点として、委員より、今回の改正による変更点について質疑があり、当局から、人材不足や感染症拡大時への対応に加え、身体的拘束等の適正化などについて明文化され、運営する事業者にとっても、指導を行う市にとっても、より明確な基準を基に対応することが可能となるものである。との答弁がありました。

第2点として、委員より、協力医療機関等について新たに定められる事項によって生じる事業者側の負担の程度はどうか。との質疑があり、当局から、入院設備のある医療機関との連携体制について明文化することで、事業者と医療機関の間に、より強固な協力体制が構築され、利用者が入退院する際などの円滑な連携も期待される。日頃から連携体制について確認しておくことは、災害への備えと同様、もとより行われるべきことであり、大きな負担になるとは考えていない。市としても進捗状況等について注視していきたい。との答弁がありました。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第20号男鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、書面掲示を義務づけるアナログ規制及び手続のオンライン化の支障となる特定の記録媒体での提出を求める規定の見直しのため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、第1点として、委員より、対象施設について質疑があり、当局から、市が設置している保育園7園に加え、いづみ幼稚園及び同幼稚園内の事業所内保育事業が対象である。との答弁がありました。

第2点として、委員より、今回の改正による変更点について質疑があり、当局から、運営規程の概要や職員の勤務体制、利用者負担などの重要事項について、各園に備え付けている紙媒体での要覧に加え、今後は、インターネット上でも閲覧できるようにすることが義務づけられるものである。このほか、入園する際、保護者への説明

に使用している手引についても見直し、市や男鹿保育会のホームページに掲載するため、男鹿保育会と協議中である。との答弁がありました。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で教育厚生委員会の報告を終わります。

○議長（小松穂積） 次に、産業建設委員長の報告を求めます。鈴木元章委員長

【産業建設委員長 鈴木元章 登壇】

○産業建設委員長（鈴木元章） 産業建設委員会に付託になりました議案について、審査の経過と結果を御報告いたします。

初めに、議案第21号男鹿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、担い手への農地集積や遊休農地解消のための農地利用最適化交付金事業の実施に伴い、活動実績による農業委員会委員報酬の上乗せ支給を実施するため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、委員より、活動1日当たり約700円としている実績給の上乗せ額について、さらに増額すべきでないのか。との質疑があり、当局から、今回の上乗せ支給分については、国の農地利用最適化交付金を100パーセント活用し、担い手への農地集約や耕作放棄地の解消に向けた、農業委員のさらなる活動推進を法律改正の趣旨としており、基本的には元来からある基本給月額の中で対応していただきたく、現時点においては市の単独費を増額することは考えていない。しかしながら、今後の活動状況や実績によっては、この後の実績給をどうしていくのかといった議論にも十分なり得るものと認識しており、まずはその活動状況を見極めてまいりたい。との答弁がありました。

さらに委員より、現場での積極的な活動を通し、農業委員会から農地利用等に関する政策が提言されることに期待している。さらには、この実績給では足りないという意見が農業委員から出てくるよう、より活発的な活動を促していただきたい。との意見がありました。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第２２号男鹿市漁港管理条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、漁港漁場整備法の一部改正に伴い、法律の名称変更及び新たに創設された漁港施設等活用事業に関する占用料の徴収について規定するため、本条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第２３号男鹿市温浴ランドおが条例を廃止する条例について及び議案第２４号男鹿市若美温泉保養施設条例及び男鹿市若美かんぼの里コテージ村条例を廃止する条例についてであります。

本２議案は、観光課が所管する公の施設について、「男鹿市温浴ランドおが」は「施設及び設備の老朽化等」に伴い、また、「男鹿市若美温泉保養施設及び男鹿市若美かんぼの里コテージ村」は「民間譲渡の実施」に伴い、それぞれの施設を廃止することから各条例を廃止するものであり、一括上程、一括審査したものであります。

本２議案について、第１点として、委員より、廃止後における両施設の従業員の処遇について質疑があり、当局から、正職員については、おが地域振興公社が運営する他施設へ配置換えするなど、引き続き雇用を継続する予定である。また、契約職員１名が、自分の希望する職種ではないという事由から、他施設への配置換えを希望しておらず、現在、ハローワーク等で求職活動をしていることから、希望する就職先が見つかるよう、同社と共に最後まで寄り添ってサポートしてまいりたい。との答弁がありました。

第２点として、委員より、「温浴ランドおが」の解体予定について質疑があり、当局から、ほかに解体の優先度が高い市有財産もあるため、廃止後、すぐには解体できないものと認識している。解体までの間は、廃校になった学校などと同様に、引き続き、当該施設を活用して事業展開できる事業者の募集を継続していく。との答弁がありました。

さらに委員より、遊休財産の一元管理の観点から、当該施設は行政財産から普通財産に所管替えし、普通財産としてその活用を見いだすべきである。との意見がありました。

以上の審査経過により、本２議案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第２５号男鹿市水道事業給水条例及び男鹿市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、水道法及び水道法施行規則の一部改正に伴い、関係条文を整理するため、各条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第２８号男鹿市都市計画マスタープランについてであります。

本議案は、現行の男鹿市都市計画マスタープランの目標年次が令和５年となっていることから、令和２５年を目標年次とする新たな男鹿市都市計画マスタープランを策定するものであります。

本案について、委員より、おおむね２０年後を見据えたまちづくりの方向性を示す中で、この後、さらに人口減少が加速していても、この計画の実現は可能なのか。との質疑があり、当局から、確かに公表されている将来推計では、人口が減少していく予測となっているが、人口が減少しても、旧町村単位の今ある九つの地域コミュニティを持続的に維持・活性化するための計画としており、その実現に向けた取組を着実に実施していくものである。との答弁がありました。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で産業建設委員会の報告を終わります。

○議長（小松穂積） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。安田健次郎委員長

【予算特別委員長 安田健次郎 登壇】

○予算特別委員長（安田健次郎） 予算特別委員会に付託されました議案第３号令和５年度男鹿市一般会計補正予算（第１１号）から議案第９号令和５年度男鹿市下水道事業会計補正予算（第２号）まで及び議案第２９号令和６年度男鹿市一般会計予算から議案第３７号令和６年度男鹿市下水道事業会計予算までの審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本委員会は、去る５日及び６日に開会し、各予算について補足説明を受け、質疑を

行いました。

この際、その予算の内容については省略させていただき、質疑されました主な点についてのみ御報告申し上げます。

最初に、令和5年度補正予算関係について申し上げます。

まず第1点として、戸籍附票システム改修業務に係るデータ移行作業に際して、現在付与されている振り仮名データを適正に処理するためのチェック機能に係る考え方、及び本籍がある方への照会等の事務スケジュールについて。

第2点として、ふるさと納税の寄附額が令和2年度をピークとして年々減少しているが、このことに対し、どのように分析して現状を捉えているか。また、返礼品の発送などの「ふるさと納税返礼業務」において、米以外にも、海産物などの本市の特産品を返礼品として開発する取組への考え方について。

第3点として、教育施設整備基金積立金を今回1億円ほど積み増しすることとしているが、船越小学校整備事業をはじめとする各学校の整備に対する基金の充当の考え方について。

第4点として、歳入で市税が増額補正されているが、市民税、固定資産税の税収が増加した要因や背景をどのように分析しているのかについて。

次に、令和6年度予算関係について申し上げます。

第1点として、「子育て世帯等住まいづくり応援事業」についてであります。

一つとして、子育て環境日本一を目指す中、新事業で、「子育て世帯住まいづくり応援事業」として新築住宅取得に1件当たり100万円を助成とあるが、100万円という金額を設定した根拠について。

二つとして、新しい生活を応援する結婚新生活支援事業補助金のような施策もあるが、子育て環境日本一を掲げる中で、子育て世帯へ住宅取得の助成額を上乗せすることが効果的と考えられるが、このことに対する考え方について。

三つとして、住宅を取得しようとする方は、住宅ローンの将来的な返済見通しを立てていると思うが、若い世代の定住促進を図るには、ほかにも効果的な施策が必要であると考えられるが、市の見解について。

第2点として、結婚トータルサポート事業について、本事業は令和6年度予算において拡充事業と位置づけられているが、これまでの取組に係る実績や成果について。

また、若い世代の人が結婚しない理由として、経済的な事情、安定した収入が得られないことなどが要因として挙げられる中で、若者が安定した収入を得るため、学校卒業後に、市外へ転出せずに、男鹿市で就職したいと思えるような魅力的な職場を確保することについての見解について。

第3点として、地域コミュニティセンター整備推進事業において、集落支援員の配置に2,491万5,000円を計上しているが、この内訳について。また、支援員として、地域に必要な人材を配置していることを市民に理解していただくような活動が必要と思われるが、市の見解について。併せて、地域振興基金活用事業並びに集会施設改修等補助事業に係る内訳や令和5年度の実績について。

第4点として、市民が各種行事等で利用可能な市所有のバスを導入する考えの有無について。

第5点として、コンビニ交付導入事業については、過去の答弁においては、導入や維持管理に要する経費、いくつへの窓口開設などを踏まえ、検討するということがあったが、今般、新規事業として進めるに至った経緯について。また、デジタル行政推進事業において、オンライン手続の拡充とキャッシュレス決済の導入とあるが、さらにコンビニ交付を導入することへの費用対効果などに対する考え方について。

第6点として、スクールバス並びに船越こども園の送迎バスの導入については、SDGsや脱炭素化社会に向けた取組を進める上で、環境に配慮され、災害時の非常用電源としても有効であるEVバスを導入していく必要があると考えるが、これらについての検討はなされているのかについて。

第7点として、森林環境譲与税活用事業のうち、森林経営管理意向調査は、これまでどのような形で進められてきているのか。また、森林整備推進事業費補助金の補助率は市が32パーセント、国51パーセント、県が17パーセントで、所有者負担がないということであるが、どのような形で進めるのかについて。

第8点として、地域密着型サービス事業に係る条例改正が議案として提出されているが、この中で「高齢者施設への入所者が、病院に入院して、退院する場合には、再び当該介護老人施設に速やかに入所させるよう努めなければならない」とある。この場合、入院期間中はベッドを空けておかないと、入所者は退院しても施設に戻る場所がないと思われるが、施設がベッドを空けておく費用に対する予算上の取扱いについ

て。

第 9 点として、温泉施設等利用者優待事業において、入浴料の割引を実施する施設はどこなのか。また、利用回数に制限があるのかについて。

第 10 点として、デジタル行政推進事業を推進するに当たり、高齢者のスマホの保有率及びスマホの操作に対しての支援や指導に対する見解について。

第 11 点として、市内小・中学校の学校統合については、男鹿市立小・中学校再編整備計画に基づいて進めているところであるが、美里小学校では計画策定時の予測よりも早く、複式学級が発生することが見込まれている。児童には集団生活の中で切磋琢磨する環境づくりが必要であり、複式学級を避けるためスピード感を持って学校統合を進めるべきであると考えるが、これに対する市の見解について。

第 12 点として、男鹿版DMOが地域振興公社に移管することに至った経緯や、これまでの主な活動実績について。及び今後、観光協会との間で、市はどのような連携やタイアップを進めていくのかについて。

第 13 点として、令和 6 年度予算において、新規事業をはじめ大規模な予算編成をしているが、この予算を通して考えている狙いについて。また、財政調整基金を 8 億 7,000 万円取り崩していることを、将来の財政状況を考える上で、どう捉えているのか。さらに、人件費が 7,500 万円以上増えているが、この理由及びラスパイレス指数による給与水準や職員採用に係る状況について。

第 14 点として、旧五里合中学校解体事業として、実施設計予算額 517 万円が計上されているが、公共施設の解体に伴う設計費に対する基本的な考え方及び令和 6 年以降の公共施設の除却、解体予定並びに基本的な方針について。

第 15 点として、農業委員会委員に対して、活動実績により報酬の上乗せ支給を実施することとして、本定例会に条例改正が議案として提出されている。委員としての活動の促進や事務処理の効率化を考えると、上乗せ額を増額することも有効と考えられるが、どのように検討がなされたのかについて。

第 16 点として、「先端技術を活用した男鹿の観光魅力アップ事業」として、バーチャルリアリティなどを活用した事業が示されているが、本事業のこれまでの実績と評価について。また、令和 6 年度は、脇本城跡での事業実施とあるが、当該地域の電波状況に対する認識も含めた事業の概要について。さらに、本事業への市内企業の参

画や技術者の育成等も市で検討することが望ましいと考えるが、今後の方向性をどのように捉えているのか。などの質疑に対し、当局からそれぞれ答弁がありました。

各分科会とも全ての審査を終了しましたので、先ほど委員会を再開し、各分科会委員長から詳細な報告があったものであります。

なお、各分科会委員長報告に対しての質疑の後、さらに市長に対し質疑があり、第1点として、男鹿版DMOを地域振興公社に移管して観光振興を展開していく上で、今後、どのような形で地域振興公社と意思の疎通を図りながら進めようとしているのかについて。

第2点として、船越こども園で導入するバスについて、安全運転に努めていてもヒューマンエラーなどのリスクはある中で、非常ボタンは整備されているのかについて。

第3点として、船越こども園において、園長の公募を検討している中で、例えば市内在住など、公募における条件設定を考えているのかについて。また、保育に対する新しい考え方の見解についてなどの質疑がありましたことを御報告申し上げます。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第3号から第9号及び議案第29号から37号については、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（小松穂積） これより各委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論は通告がありませんので、終結いたします。

これより、議案第3号から第37号までを一括して採決いたします。

本35件に対する委員長の報告は可決であります。本35件は、各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、議案第3号から第37号までは、原案のとおり可決されました。

日程第２ 継続審査事件の報告

○議長（小松穂積） 日程第２、継続審査事件の報告を議題といたします。

議会広報特別委員会委員長から、会議規則第４５条第２項の規定により、中間報告をいたしたいとの申出がありますので、これを許します。

議会広報特別委員長の報告を求めます。６番蓬田司議員

【議会広報特別委員長 蓬田司 登壇】

○議会広報特別委員長（蓬田司） 議会広報特別委員会に関する、これまでの経緯と審査の概要について、男鹿市議会会議規則第４５条第２項の規定に基づき、中間報告を申し上げます。

本特別委員会は、令和４年５月臨時会において、議会だより編集等に関する件を付議事件とし、委員６人をもって設置されたもので、委員長には私、蓬田司が、また、副委員長には田井博之委員が選任されたものであります。

令和４年５月２日に第１回委員会を開催し、これまで１７回の委員会を開催しているほか、他自治体の先進的な取組や実態等を現場に赴いて調査・研究するため、令和４年１１月９日には、議会改革で全国的にも先進地となっている横手市への行政視察を実施したものであります。

本特別委員会では、毎定例会終了後に委員会を開催し、議会だよりの編集について、「男鹿市議会だより発行規程」及び「男鹿市議会だより編集要領」に基づき、紙面割り付けや掲載項目及び執筆者の選定を協議した後、委員個々が執筆の上、発行前に再度、委員会において紙面の最終確認を行っているものであります。

議員改選後、議会だより７４号から８１号までを発行いたしておりますが、議会の活動状況を広く市民に報じ、議会に対する認識と理解を深めていただくという発行趣旨の下、身近で開かれた議会の実現に向け、編集に当たってまいりました。また、令和５年度発行分からは、表紙と裏表紙をカラー刷りに変更し、デザインやレイアウトを色彩化するとともに、アプリを活用した情報発信を充実させるなど、さらに市民の皆様目の目に留まるよう、紙面づくりを工夫したものであります。

以上が本特別委員会設置におけるこれまでの活動状況であります。

○議長（小松穂積） これより委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

日程追加の件

○議長（小松穂積） 次に、お諮りいたします。ただいま市長より議案第３８号が提出されました。この際、本件を日程に追加し、議題といたしたいと思いをします。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第３ 議案第３８号を上程

○議長（小松穂積） 日程第３、議案第３８号男鹿市市税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） ただいま議題となりました、議案第３８号の男鹿市市税条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、地方税法等の一部改正に伴い、令和６年能登半島地震災害の被災者に係る個人住民税の特例措置を規定するため、本条例の一部を改正するものであります。

以上、提案理由について御説明を申し上げます。よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小松穂積） 次に、議案の説明を求めます。鈴木総務企画部長

【総務企画部長 鈴木健 登壇】

○総務企画部長（鈴木健） それでは、議案第３８号について御説明申し上げます。

追加議案書の２ページをお願いいたします。

議案第３８号男鹿市市税条例の一部を改正する条例についてであります。

提案理由であります、地方税法等の一部改正に伴い、令和６年能登半島地震災害の被災者に係る個人住民税の特例措置として、住宅や家財等の資産に地震による損失

があった場合、その損失の金額を雑損控除として令和６年度の個人住民税から控除することができる特例を規定するため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いいたします。

改正後と改正前の対照表となっており、下線が引かれた部分が改正箇所であります。

追加となる附則第５条の２第１項及び第２項は、納税義務者の選択により、令和６年能登半島地震の災害で本人または生計を同じくする親族が有する住宅や家財に損害がある場合には、本来は令和７年度の個人市民税から控除になるところ、令和６年度分の個人市民税から雑損控除できることとするものであります。

次のページをお願いいたします。

第３項は、本特例は、申告書に記載がある場合に限り適用することとするものであります。

附則第６条の改正は、地方税法の附則第４条の４として、「令和６年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例」が追加となり、条ずれとなったことによる条文の整理であります。

次のページをお願いいたします。

附則は、この条例の施行期日を公布の日からとするものであります。

以上で議案第３８号の説明を終わりますが、御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松穂積） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第３７条第３項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、本件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第３８号男鹿市市税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本件については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、議案第３８号については、原案のとおり可決されました。

日程追加の件

○議長（小松穂積） 次に、お諮りいたします。ただいま市長より議案第３９号が提出されました。この際、本件を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第４ 議案第３９号を上程

○議長（小松穂積） 日程第４、議案第３９号教育長の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） ただいま議題となりました、議案第３９号の教育長の任命について、提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、本市教育長の鈴木雅彦氏が本年４月１３日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を教育長に任命したいというものであります。

皆様からの御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松穂積） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第３７条第３項の規定により、委員

会への付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、本件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第３９号教育長の任命についてを採決いたします。鈴木雅彦氏の教育長の任命については、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、議案第３９号については、同意することに決しました。

日程追加の件

○議長（小松穂積） 次に、お諮りいたします。ただいま市長より議案第４０号が提出されました。この際、本件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第５ 議案第４０号を上程

○議長（小松穂積） 日程第５、議案第４０号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） ただいま議題となりました、議案第４０号の教育委員会委員の任命について、提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、本市教育委員会委員の古仲宗雲氏が本年５月１０日をもって任期満了と

なることから、引き続き同氏を任命したいというものであります。

皆様からの御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松穂積） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、本件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第40号教育委員会委員の任命についてを採決いたします。古仲宗雲氏の教育委員会委員の任命については、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、議案第40号については、同意することに決しました。

日程追加の件

○議長（小松穂積） 次に、お諮りいたします。継続審査事件の承認を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第6 継続審査事件の承認

○議長（小松穂積） 日程第6、継続審査事件の承認を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第100条の規定により、議会の運営に関する事

項、議長の諮問に関する事項及び所管事項の調査について、令和7年3月定例会まで閉会中の継続審査にいたしたいとの申出があります。議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

鈴木教育長挨拶

○議長（小松穂積） 先ほど教育長に同意いたしました鈴木雅彦氏から御挨拶したい旨の申出がありますので、これを許します。鈴木教育長

【教育長 鈴木雅彦 登壇】

○教育長（鈴木雅彦） 再任に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

ただいまは、議員の皆様から教育長再任の御同意をいただき、厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

急激な少子高齢化やデジタル社会への転換など、社会情勢が大きく変化する中、引き続き本市教育行政の重責を担わせていただくことに改めて身の引き締まる思いであります。男鹿市総合計画を羅針盤に、計画が照らし出すゴールをしっかりと見据え、子どもたち一人一人に生きる力を育む学校教育の推進、そして市民の皆様が自ら学び行動し、その成果がまちづくりに生かされる活力ある生涯学習の推進に、市長部局との連携を密にしながら全力で取り組んでまいります。

議員の皆様からの一層の御指導、御助言を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、御礼の挨拶とさせていただきます。

どうかよろしくお願いいたします。

○議長（小松穂積） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

これにて3月定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでございました。

午後 3時10分 閉 会

会 議 録 署 名 議 員

議 長 小 松 穂 積

議 員 太 田 穰

議 員 三 浦 利 通